

首都圏の奇跡の谷戸・北川湿地を未来に残そう！

三浦・三戸自然環境保全連絡会

神奈川県最大規模の湿地であり、首都圏から電車で1時間ほどの好立地にある身近な自然の生態系が「北川湿地」です。ところが、この生物多様性の宝庫が残土処分場として埋め立て事業が進行しています。私たち三浦・三戸自然環境保全連絡会は、事業者（京浜急行電鉄株式会社）の計画する前時代的な開発ではなく、湿地を持続可能な環境資源としてとらえた「エコパーク構想」を提案し、事業者や地元のみなさまに理解を求める保全運動を行ってきました。しかし、事業を止めるに至っておりません。

どうか皆さん、この時代遅れの事業を止めるために協力してください！

【 北川湿地とは 】

神奈川県最大規模の平地性湿地が、三浦市三戸「北川」に残されていました。しかもそこには、メダカ、ニホンアカガエル、サラサヤンマ、シマゲンゴロウ、チャイロカワモズクなど、レッドデータに挙げられる希少な種が生息しています。また、湿地に見られる大規模なハンゲショウ群落などの植生は、今ではたいへん貴重となりました。夏には、ゲンジボタルやヘイケボタルの乱舞が見られ、斜面林には貴重なランのなかまも多く見られます。ところが、この豊かな自然が残土処分場（正式名称：三浦市三戸地区発生土処分場建設事業、事業主：京浜急行電鉄株式会社）として埋め立てられるという事業計画が進行しています。

土砂の搬入が既に始まりました。一度埋めてしまえば、取り返すことのできない、かけがえのない自然がここにあります。

【 北川湿地の生物多様性 】

北川湿地は、大規模な湿地と厚い斜面林によって構成されています。環境アセスによる調査と私たちの調査により、これまで 97 種の保全上重要な種が確認されています。メダカやサラサヤンマなどをはじめとする湿地性の生物の三浦半島における最後の砦となっていることがわかっています。また、北川の上流部に広がるコナラ林も、三浦半島ではほとんど見られなくなった景観です。ここにはアカシジミやキンランなど、貴重な昆虫類やラン類が見られます。しかし現在、事業者により立ち入り禁止措置がとられているため、詳細な調査ができないまま埋め立てられようとしています。北川の自然環境について、神奈川県は地域環境評価書の中で「注目すべき環境自然の保全に十分配慮した土地利用を図ることが望ましい」、「小網代地区へのまとまりのある樹林地への緩衝地帯としての機能がある」と評価しました（1990年）。環境影響予測審査書でも、神奈川県は「自然が残された谷戸地形で、斜面は主に二次林で覆われ、底部には小川（北川）が流れ、ハンゲショウやアズマヒキガエルなどの貴重な植物や動物が生育及び生息する豊かな生態系が形成されている」と評価しています（2009年）。

【 開発事業の経緯 】

1970年に三浦市が当該地域を市街化区域に線引き（宅地並み課税の開始）が始まりました。「京急開発計画」により5つの土地利用計画（小網代の森はゴルフ場、北川流域は宅地、三戸農地造成、鉄道延伸、西海岸道路）が示されましたが、その後開発は行われず、ゴルフ場計画は破綻し、バブル崩壊を迎えました。1992年、生産緑地法による税制改正（市街化区域で生産緑地指定を受けないように市から誘導される）がなされ、三戸小網代地

区の開発問題をどうにかしようと、三浦市・京急・地権者農家と覚え書きが取り交わされ、行政である三浦市が仲介し、地元農家の税負担等を事業者が行うという歪んだ関係が成立しました。その中で、小網代の森の保全が決まり（京急は社有地を保全のために提供）、1995年、新しい5つの土地利用計画（北川流域は宅地開発50ha）が立ち上がりました。しかし、2004年に「地域開発計画が進捗せず、鉄道用地が確保できない」という理由で、三崎口～油壺間2.1kmについて鉄道免許廃止届が出されると、三浦市三戸地区発生土処分場建設事業計画（北川流域；25ha）が発表されたのです。計画では50haの宅地計画のはずでしたが、2005年、地域開発本部部長の三浦市議会での発言により「宅地化は大変厳しい」と明言されました。その後、事業者により、三戸地区宅地開発区域における土地区会整理事業の早期完成のための準備事業として位置付けられた発生土建設事業が行われています。この事業は、宅地開発区域における準備事業のはずなのに、都市計画法に基づく開発許可の手続きがとられていません。2009年4月、県環境影響審査会よりアセスの環境保全対策が不十分との答申が出されましたが、2009年5月、審査書の反映は甚だ希薄な環境影響評価書が提出されました。2009年9月、当連絡会と京急・市・県・環境省との民事調停が不調に終わり、2009年7月、土砂条例による許可があり事業は着工されました。現在、その準備工事が着々と進行し、搬入路の工事はほぼ完成しています。さらに、2010年1月、豊かな自然の中で暮らしたいという願う近隣住民により県公害調停審査会への申し出がなされましたが、事業者は一切対応せず不調に終わりました。そこで最後の手段として、北川湿地の生態系（自然の権利）、当連絡会（研究権・環境享受権）、近隣住民の方々（生活被害にかかる人格権）を原告に、差し止め訴訟を横浜地裁に提訴しました（2010年3月19日）、5月18日 横浜地方裁判所において公判がありました。次回第2回口頭弁論期日は7月6日10:30、横浜地方裁判所です。是非傍聴にお越しください。

【 問題点 】

- ・宅地ができずに発生土処分場（残土捨て場）だけが残される可能性がある
- ・神奈川県最大規模であり首都圏に残された貴重な平地性湿地の喪失である
- ・2010年国際生物多様性年（生物多様性条約締約国会議 COP10 が名古屋で開催）に湿地を埋める事業とそれを推進する政策がとられている
- ・そもそも都市計画法による開発許可を受けなければならなかった疑惑がある（県は埋め立て許可を出した）
- ・近隣住民に対する説明が不足している
- ・環境アセスメント手続の中に虚偽記載があるほか審査書の無視が甚だしい
- ・農業被害（風害・受粉障害など）がでる可能性がある

今の時代にこんな事業が許されてよいのでしょうか

このままでは広大な残土捨て場が残り地域の貴重な自然が失われます

三浦・三戸自然環境保全連絡会

- ホームページ <http://www.kndmst.net/mito/>
- ブログ <http://mitomiura.exblog.jp/>
- オンライン署名 <http://www.shomei.tv/project-1238.html>
- 国際署名のサイト Care2 <http://www.thepetitionsite.com/21/help-protect-kitagawa-wetland-in-japan>

お問い合わせは 事務局 mito@kndmst.net

または代表 横山 一郎 yokoyamaichiro@jcom.home.ne.jp へお願いします